

\*\*\* 助成金簡易一覧 \*\*\*

平成21年4月1日現在

助成金名	内 容	金 額
中小企業緊急雇用安定助成金	生産量・売上高が減少し従業員の休業や教育訓練を実施	休業手当の4/5 従業員の給与日額平均×休業補償の率×80～90%（上限7,730円）を日数・人数分 教育訓練は6,000円/日
残業削減雇用維持奨励金	残業を削減し、有期契約労働者・派遣労働者の雇用を維持	有期契約労働者：30万円 派遣労働者：45万円
派遣労働者雇用安定化特別奨励金	派遣労働者を直接雇用し	期間の定めのない契約：100万円 期間の定めがある契約：50万円
中小企業雇用安定化奨励金	有期契約労働者を正社員に転換する制度を導入	1人目：35万円
定年引上げ等奨励金	定年を65歳以上に引き上げたり、継続雇用の制度を導入 【すでに60歳以上の正社員がいること】	20万円～120万円
若年者等正規雇用化特別奨励金	年長フリーター（25～39歳）を正規雇用 【職安の紹介】	100万円
障害者初回雇用奨励金 （ファースト・ステップ奨励金）	今まで障害者を雇ったことのない企業が初めて障害者を雇用	100万円
高齢者雇用開発特別奨励金	65歳以上の人を雇用 【職安の紹介】	週30時間以上勤務：90万円 週20～30時間勤務：60万円
試行雇用奨励金	若年者（40歳未満）、中高年齢者（45歳以上）などを 3ヶ月「トライアル雇用」 【職安の紹介】	4万円/月（3ヶ月まで）
特定就職困難者雇用開発助成金	高齢者（60～64歳）・障害者・母子家庭の母などを雇用 【職安の紹介】	週30時間以上勤務：90～240万円 週20～30時間勤務：60～90万円
中小企業子育て支援助成金	今まで育児休業者を出したことがない企業から初めて育児休業者が出た	100万円（2人目から80万円 5人まで）
受給資格者創業支援助成金	失業手当の受給資格者が創業し、人を雇用	創業にかかった費用の1/3（上限200万円）
中小企業基盤人材確保助成金	異業種進出・創業・生産性向上に必要な人材（基盤人材）を雇用	基盤人材：140万円（5人まで） 一般人材：30万円（5人まで）
介護基盤人材確保助成金	介護分野の創業に必要な人材 （社会福祉士・介護福祉士・ヘルパー1級）を雇用	70万円（3人まで）
介護未経験者確保等助成金	介護事業者が介護関係業務未経験者を雇用	50万円
パートタイマー均等待遇推進助成金	パートタイム労働者の雇用改善を実施	正社員の共通の評価制度：60万円 能力・職務に応じた評価制度：40万円 正社員への転換制度：40万円 短時間制社員制度：40万円 教育訓練制度：40万円 健康診断制度：40万円